平成２４年（フ）第１３３５号
札幌市手稲区手稲本町５条２丁目２番７号
債務者　木下智香子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３３６号
札幌市清田区平岡２条３丁目７番６―101号
債務者　竹田　睦美（旧姓新堂・柴田）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３７３号
札幌市豊平区平岸６条13丁目７番６号　レジデンス鈴木105号
債務者　所　　和彦
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４２９号
北海道北広島市美咲き野１丁目９番地10
債務者　岩崎　裕美（旧姓沼尻）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４４９号
札幌市豊平区美園６条６丁目３番22号　アプフェル美園203号
債務者　五十嵐英喜
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１４５０号
札幌市豊平区美園６条６丁目３番22号　アプフェル美園203号
債務者　五十嵐英子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１５９号
群馬県高崎市和田多中町10番22号　エスポワール山崎Ｃ202号
債務者　加山　健二
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６０号
群馬県安中市原市３丁目１番31号　コーポアミヤＣ棟202号
債務者　渋澤　加奈（旧姓宮島）
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１６１号
群馬県高崎市石原町1413番地
債務者　小林　由美
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１１２７号
愛知県豊明市新栄町４丁目１番地　栄ハイツ303号
債務者　古澤セリナこと古澤セリナラオスこと
ＦＵＲＵＺＡＷＡ　ＳＥＲＩＮＡ　ＬＡＯＳ
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１４９号
名古屋市北区稚児宮通１丁目51番地　川出ビル３Ａ号、従前の住所愛知県名古屋市東区白壁３丁目16番６号　清見ビル402号
債務者　鈴木　政子
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１７５号
愛知県名古屋市緑区鳴海町字光正寺39番地の２　第２みつわ荘102号
債務者　松山電気こと　松山　達幸
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１７１号
愛知県一宮市木曽川町黒田字城東23番地１　グレース篠木Ｖ505号
債務者　中山　勝彦
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２８９８号
大阪府八尾市楽音寺１丁目152番地の３レオパレスアベンタ楽音寺205号
債務者　小原　隆夫
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９６２号
大阪府高槻市栄町３丁目９番14号
債務者　植前　算彦
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３０６１号
大阪市城東区今福西４丁目４番６―312号
債務者　時本　義信
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３２０９号
大阪市港区築港３丁目９番７号
債務者　井上　鈴美
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年８月31日まで
大阪地方裁判所第６民事部